

## 指名停止措置の概要

## 1 指名停止措置業者名

(1) (株) 邦エンジニアリング 那覇市小禄1-11-1

76000252 代表者 富永 邦宏

(測量調査、土木関係コンサルタント、地質調査、磁気調査、その他調査)

## 2 指名停止期間

令和3年12月21日～令和4年1月20日(1か月)

## 3 指名停止措置の範囲

沖縄県が発注する全ての建設工事等(下請けを含む)

## 4 事実概要

平成29年度に(株)邦エンジニアリングと契約した企業局発注の「阿嘉島水道施設整備調査設計業務委託」における成果物を基に、企業局は平成30年度～令和2年度にかけて水道施設の整備を行った。令和2年度の工事において、浄水場の試運転を行うため放流管に海水を流したところ、設計水量が流せないことが判明した。(株)邦エンジニアリングへ確認したところ、設計瑕疵(水理計算ミス)がある旨報告を受け、その設計による施工済放流管に不具合があることが判明した。

このことは、業務成果に契約不適合(瑕疵)があったものであり、これにより工事請負契約の放流管に不具合が生じたことから、契約不適合(瑕疵)が軽微であるとは認められず、指名停止を行う。

## 5 指名停止措置理由

本件については、「沖縄県における工事請負契約に係る指名停止等措置要領」別表第1第2号の措置要件に該当する。

「沖縄県における工事請負契約に係る指名停止等措置要領」  
別表第1(抜粋)

措 置 要 件	期 間
(過失による粗雑工事)  2 県発注工事の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき(かしが軽微であると認められるときを除く。)	当該認定をした日から 1か月以上6か月以内